

高槻市健康危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高槻市健康危機管理基本指針に基づき、市民の生命及び健康の安全を脅かす、又は脅かすおそれのある事態に対して設置される高槻市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の所掌事務、組織、運営その他必要な事項を定め、もって感染症、食中毒、飲料水、医薬品等、有害物質その他の原因により生じる健康危機について、総合的な対策を推進し、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について、協議し、必要な対策を決定するものとする。

- (1) 発生予防、拡大防止等に関する事項
- (2) 発生の原因究明に関する事項
- (3) 広報、啓発及び相談に関する事項
- (4) 検査体制の整備に関する事項
- (5) 医療体制の確保に関する事項
- (6) 関係機関との連絡調整及び連携に関する事項
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長を充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 対策本部の体制及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(運営)

第4条 本部長は、対策本部の会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 対策本部の事務局は、危機管理課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月23日から施行する。
- 2 高槻市腸管出血性大腸菌O-157対策本部設置要綱（平成8年7月25日制

定) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

別表第1

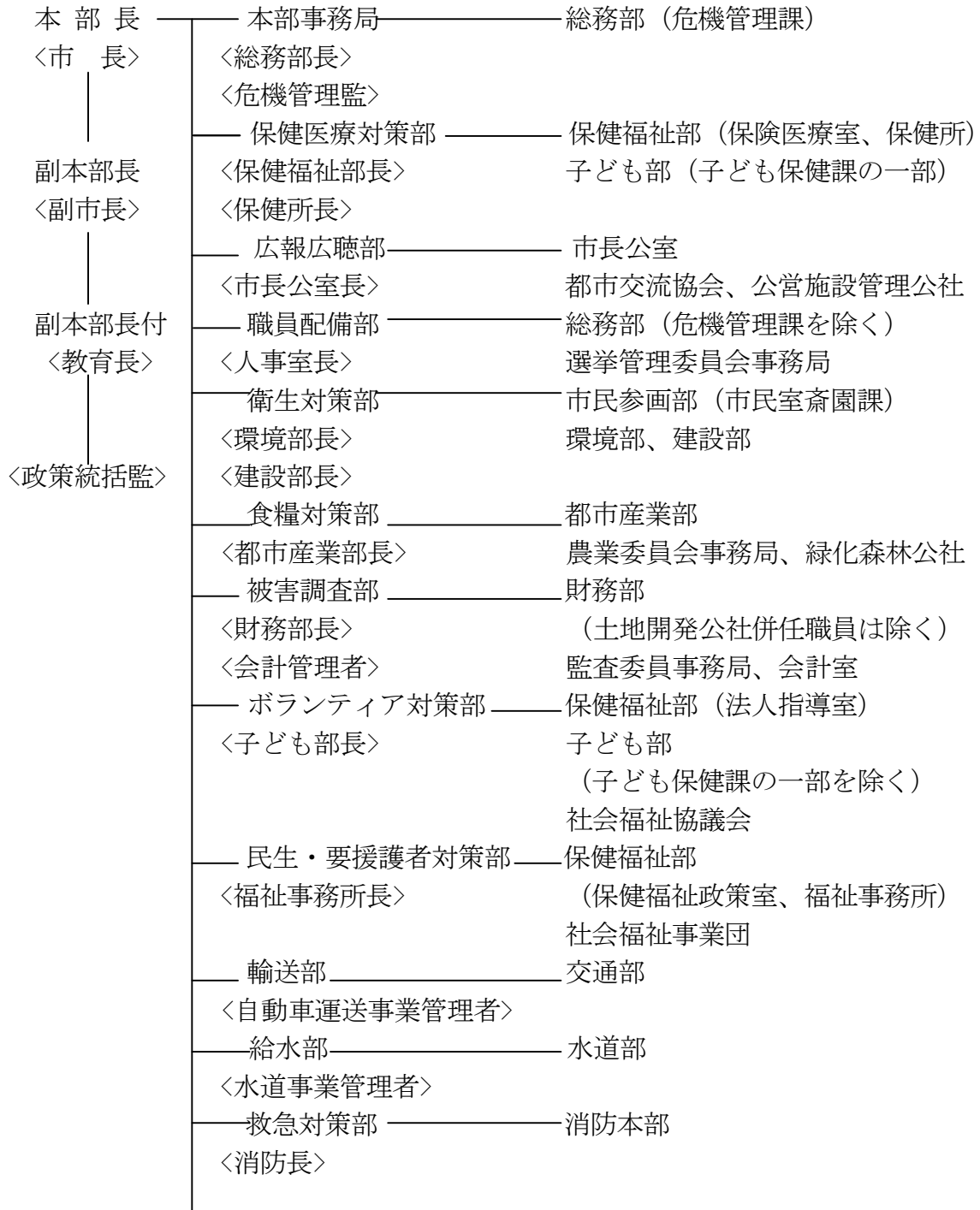
対策本部の本部員

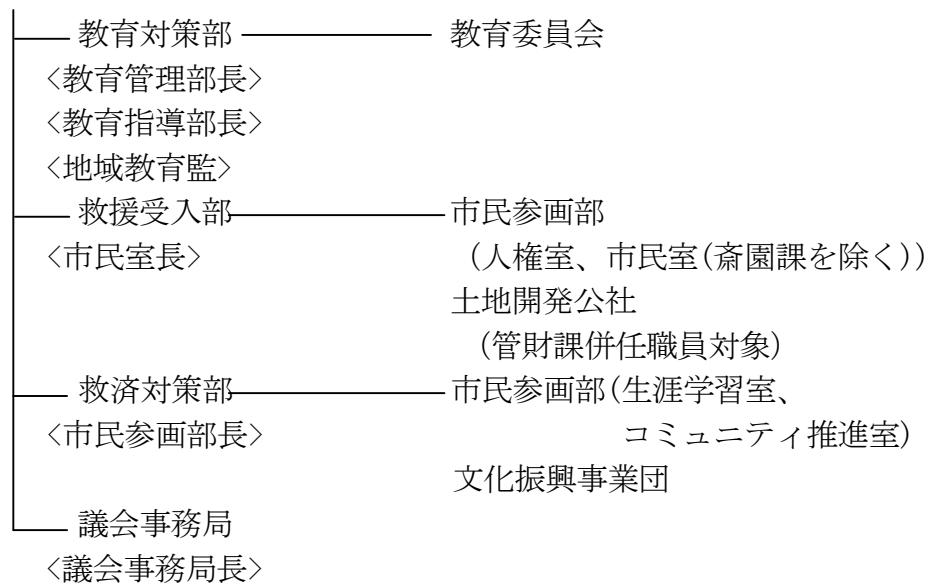
教 育 長
政 策 統 括 監
議 会 事 務 局 長
市 長 公 室 長
総 務 部 長
危 機 管 理 監
財 務 部 長
市 民 参 画 部 長
保 健 福 祉 部 長
保 健 所 長
子 ど も 部 長
建 設 部 長
都 市 産 業 部 長
環 境 部 長
会 計 管 理 者
教 育 管 理 部 長
教 育 指 導 部 長
地 域 教 育 監
自 動 車 運 送 事 業 管 理 者
水 道 事 業 管 理 者
消 防 長

別表第2

対策本部の体制及び事務分掌

1 対策本部の体制





2 対策本部の事務分掌

部局の名称	総括責任者	事務分掌
本部事務局	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊及び大阪府警察本部との連絡調整に関すること。 ② 対策本部の各部局との連絡調整に関すること。 ③ 対策本部の事務に関すること。 ④ 各部の情報の集約に関すること。
保健医療対策部	保健福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康危機管理対策全般の調整に関すること。 ② 国及び大阪府との連絡調整に関すること。 ③ 健康被害の発生予防に関すること。 ④ 健康被害の拡大防止及び防疫等に係る指示に関すること。 ⑤ 健康被害の原因の究明に関すること。 ⑥ 被害者の健康の回復に関すること。 ⑦ 医療体制の確保に関すること。 ⑧ 医薬品、医療機器等の確保に関すること。 ⑨ 医療情報の収集・提供に関すること。 ⑩ 医療機関との連絡調整に関すること。 ⑪ (社)高槻市医師会、(社)高槻市歯科医師会及び高槻市薬剤師会との連絡調整に関すること。
広報広聴部	市長公室長	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民への広報活動に関すること。 ② 市民からの相談及び要望の受付に関すること。 ③ 報道機関との連絡調整に関すること。
職員配備部	人事室長	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の配備及び人事管理に関すること。
衛生対策部	環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 消毒その他防疫に関すること。 ② ごみ及びし尿の処理に関すること。 ③ 遺体安置所の設営及び管理に関すること。 ④ 遺体の処理及び火葬等に関すること。
食糧対策部	都市産業部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害者等の食料の調達及び配給に関すること。
被害調査部	財務部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害に係る予算措置に関すること。
ボランティア対策部	子ども部長	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアの受入及び配置に関すること。 ② 義援金品の受付及び配布に関すること。 ③ 所管に係る被害者等の健康保持に関すること。 ④ 所管施設との連絡調整に関すること。

部局の名称	総括責任者	事務分掌
民生・要援護者対策部	福祉事務所長	① 所管施設の入所者の健康保持に関する事。 ② 要援護者の健康保持に関する事。
輸送部	自動車運送事業管理者	① 職員及び物資の輸送に関する事。
給水部	水道事業管理者	① 水質の保全に関する事。 ② 給水に関する事。
救急対策部	消防長	① 被害者の搬送等に関する事（一部感染症を除く）。 ② 応急救護所の設置に関する事。
教育対策部	教育管理部長	① 所管に係る被害者等の健康保持及び就園・就学に関する事。 ② 幼稚園、小学校及び中学校との連絡調整に関する事。 ③ 社会教育施設との連絡調整に関する事。
救援受入部	市民室長	① 救援物資の受入及び配分に関する事。
救済対策部	市民参画部長	① 被害者への見舞金等の支給に関する事。 ② 所管施設との連絡調整に関する事。 ③ 所管に係る住民組織、団体との連絡調整に関する事。
議会事務局	議会事務局長	① 市議会との連絡調整に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。

3 その他の事項

対策本部の事務局及び各部は、総括責任者の指定する課において、必要な事項を定めるものとする。